

第19回原子力委員会定例会議議事録(案)

1. 日 時 1999年3月30日(火) 10:30~12:05

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
(事務局等) 科学技術庁

原子力局

青江局長

政策課 坂田課長

原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀、高原

原子力安全局

原子炉規制課 安澤安全審査管理官、堀

資源エネルギー庁

原子力発電安全企画審査課

伊藤統括安全審査官、黒谷、永田、黒田、小山

環境庁

環境保全対策課 三好調整官、細川

吉舎専門委員

4. 議 題

- (1) 日立エンジニアリング株式会社と日立ニュークリアエンジニアリング株式会社との合併について(答申)
- (2) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更(2号原子炉の増設)について(答申)
- (3) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)
- (4) 地球温暖化対策に関する基本方針について
- (5) 藤家委員長代理の海外出張について
- (6) 遠藤委員の海外出張報告について
- (7) その他

5. 配布資料

資料1 日立エンジニアリング株式会社と日立ニュークリアエンジニアリング株式会社との合併について(答申)(案)

資料2 -1 北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更(2号原子炉の増設)について(答申)(案)

資料2 -2 北陸電力株式会社志賀原子力発電所原子炉設置変更許可申請(2号原子炉の増設)の概要

資料3 -1 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2

号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)(案)

- 資料3-2 東北電力株式会社女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請(1号、
2号及び3号原子炉施設の変更)の概要
- 資料4 地球温暖化対策に関する基本方針について(答申)
- 資料5 藤家原子力委員長代理の海外出張について(案)
- 資料6 第18回原子力委員会定例会議議事録(案)

6. 春謹事項

- (1) 日立エンジニアリング株式会社と日立ニュークリアエンジニアリング株式会社との合併について(答申)

標記の件について、原子炉規制課から申請の概要につき説明があった。これに対し、

- ・この施設は今後どうなっていくのか。安全上問題なくとも、住宅地の中の古い建物が原子力に対する悪いイメージを与える。
- ・この様な施設の解体撤去をどうするかが重要な課題。

等の委員の意見及び質疑応答があり、平成11年3月4日付け11安(原規)第33号をもって内閣総理大臣より諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第31条第2項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については、妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することと決定した。

注) 本件は、原子炉設置者である日立ニュークリアエンジニアリング株式会社と日立エンジニアリング株式会社とが合併し、日立エンジニアリング株式会社が原子炉設置者の地位を承継するものである。

- (2) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更(2号原子炉の増設)について(答申)

標記の件について、通産省から資料2-2に基づき説明があった。これに対し、

- ・最近の地元の反対運動の情勢はどうか。

(通産省)昔より反対運動は少なくなった様に思える。1号機の安全実績が積み重ねられ、住民の理解が進んだのではないかと考えられる。

- ・使用済燃料プールの共用化を行う予定はないのか。

(通産省)将来的には共用化を進めることが考えられる。

- ・従来、BWRの安全評価において、線量目標値の百分の一のオーダーだったが、ABWRではどうか。

(通産省)以前と同じオーダーの線量。

等の委員の意見及び質疑応答があり、平成10年4月8日付け平成09-05-20資第1号(平成11年2月18日付け平成09-05-20資第1号をもって一部補正)をもって通商産業大臣より諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については、妥当なものと認め、通商産業大臣

あて答申することと決定した。

注) 本件申請に係る変更は、商業用発電のために用いられる2号原子炉の増設である。

(3) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）

標記の件について、通産省から資料2-2に基づき説明があった。これに対し、

- ・BWRでは9×9燃料以上の高燃焼度化を考えているのか。

(通産省)研究は考えている。

等の委員の意見及び質疑応答があり、平成10年12月3日付け平成10-05-29 資第8号をもって通商産業大臣より諮詢のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については、妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することと決定した。

注) 本件申請に係る変更は、1号、2号炉及び3号炉に9×9燃料を取替燃料として採用するものである。

(4) 地球温暖化対策に関する基本方針について

標記の件について、環境庁から資料4に基づき説明があった。これに対し、

- ・昨年、基本方針(案)につき、国民から意見を募集するまでは、原子力に関する記述がなかったが、これはなぜか。委員の間で反対意見があったからか。また、環境庁として原子力の位置づけをどう考えるか。

(環境庁)地球温暖化対策推進大綱には、原子力について国の取り組みが記載されている。素案を公表した段階では、基本方針においては大きな方向性のみに言及し、具体的な施策は大綱に言及することとしたため、個々の施策については記載されていなかった。原子力については、国民の理解が得られていないのではないかとの意見が出されたことは事実。環境庁としては、環境基本法に基づく環境基本計画に原子力を位置付けており、それに即して対応している。

- ・基本方針(案)における原子力の記述ぶりは「国民の理解を得つつ」、「安全を前提として」等、条件が多く過ぎるが、他の対策について問題点はいろいろあるのではないか。また、京都議定書は、批准に向けていつ頃国会で審議されるのか。

(環境庁)来年10～11月頃のCOP6において、京都議定書に関する一通りの枠組みが固まる予定。多くの国が京都議定書の早期発効に向けて国際的にも努力している。

- ・中央環境審議会において、原子力発電所が51基稼働し、温暖化対策に寄与している現実を直視した議論が行われることを期待する。

(環境庁)各委員に対してエネルギー需給見通し等の資料を用いて説明した。

- ・中央環境審議会における当初の原子力の扱いは残念。温暖化対策はグローバルな総量規制であり、量的に有効な施策を取り上げるべきである。先進

国における CO₂ 排出量の現状は、ロシアの経済後退により増えていないが、日本、米国の排出量は増加している。我が国が国際公約を守るために、2010 年に現在の排出量の 16 % を削減する必要がある。原子力は温暖化対策への貢献度が高いので、もっと議論を尽くして欲しかった。アジア諸国は原子力開発を目指している。

- ・排出権取引は金で全てを解決しようという考え方であり、原子力推進より批判を受けるのではないか。
- ・温暖化対策への取り組みが、現状のままでは、京都議定書の国際公約が守れない可能性も出てくる。
- ・先進国の中で、日本と米国だけ CO₂ 排出量が増加しているが、これでは非難が集中するのではないか。客観的なデータに基づき実現可能性を見据えて、有効な対策の検討を行って欲しい。
- ・議定書の批准を行うためには、自発的努力を引き出すだけでなく、規制による担保が必要であり、今回の法律は、それに向けた基準作りとの位置づけである。
- ・途上国にこの枠組みに入ってもらうには、先進国がよき先例を示していく必要があり、アジア地域の状況も含め総合的な環境施策を検討して欲しい。
- ・地球温暖化対策に関する基本方針(案)に原子力を盛り込んだことを高く評価している。原子力は現実に CO₂ 削減に寄与している。これから、原子力委員会と環境庁との意志疎通が、密接になることを期待している。

等の質疑応答及び委員の意見があった。

(5) 藤家委員長代理の海外出張について

標記の件について、事務局より資料 5 に基づき藤家委員長代理が、平成 11 年 4 月 6 日から 15 日までの間、アルゴンヌ国立研究所及びブルックヘブン国立研究所の訪問並びに米国要人等との会談のため、海外出張する旨、説明があった。

(6) 遠藤委員の海外出張報告について

標記の件について、遠藤委員より

- ・訪問した諸国は、原子力導入は考えていないが、地球温暖化による海面上昇には関心が高く、そのため日本の原子力導入に反対ではない。
- ・日本に向かう核燃料等の輸送船が近海を航行することについては、万が一事故が起きた場合の不安感を抱いていた。

等の報告があった。

(7) 議事録の確認

事務局作成の資料 6 第 18 回原子力委員会定例会議議事録(案)については、後日確認することとなった。

なお、事務局より、次回は平成 11 年 3 月 31 日に臨時会議を 12：15 より開催することとし、次々回は平成 11 年 4 月 2 日に臨時会議を 10：30 より開催する方向で調整する旨発言があった。